中保運第６１８号
令和２年５月１４日

保護者各位

中津市保育施設運営室
室長　加 藤　文 宏
（公印省略）

緊急事態宣言の解除に伴う保育所等の利用について

新型コロナウイルス感染・拡大防止のための本県を対象とした「緊急事態宣言区域」が解除されました。しかし、依然として油断できない状況であるため、本市としてはお子様の生命・健康を守るため、引き続き保育等の提供を縮小して実施することとしました。

今後とも保護者の皆様方のご理解・ご協力をよろしくお願いします。

記

１　保育所等の登園自粛をお願いする期間

令和２年５月３１日（日）まで

２　保育対象となる方のお子様

①仕事を休むのが困難な方

②上記以外で、どうしても家庭保育が困難な方

※　医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、その他仕事を休むことが困難な方等のお子様については保育の対象となります。

３　保育料等

令和２年４月１８日（土）から令和２年５月３１日（日）までの期間、「本市の要請による登園自粛の日」については日割り計算で減免します。

副食費の日割りについては各施設にお問い合わせください。

【問い合わせ先】
中津市保育施設運営室
電話 0979-22-1129